広島県告示第三十六号

定した。 十五条第一項の規定によって、 三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。) 第五 に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び 生活保護法による施術を担当する機関として、 次のものを指

令和六年一月二十二日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

影久 紗也加	遠藤彰	植松利文	藤本正治	藤本正治	清谷僚	氏名	
きらめき整骨院	市分院 廿日	市分院 廿日	市分院 廿日	市分院 廿日	庄原整骨院	名称	施術
一号二四丁目一三番一福山市多治米町	廿日市市宮内四 丁目二二番一 一〇五号	廿日市市宮内四 丁目二二番一 一○五号	廿日市市宮内四 丁目二二番一 一〇五号	廿日市市宮内四 丁目二二番一 一○五号	丁目一○番五号庄原市東本町一	所在地	所
はり・きゅう	はり・きゅう	はり・きゅう	柔道整復	はり・きゅう	柔道整復	種業 務 類の	
一日 一日 一月	一 日 石 五 年 一 月	一 日 石 五 年 一 月	一 日 石 五 年 一 月	一 日 石 五 年 一 月	一 日 一 日 一 月	指定年月日	